

公益財団法人ふるさと島根定住財団理事長専決規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ふるさと島根定住財団の理事長の専決に関し必要な事項を定めるものとする。

(専決事項)

第2条 次に掲げる事項は、理事長において専決することができるものとする。

(1) 事業計画の変更のうち、早急に変更しなければ事業の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。

(2) 予算の補正で、前号の変更に伴い補正を必要とするもの、又は軽易なもの。

(3) 規程の改正のうち、早急に改正しなければ業務の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は軽易な改正に係るもの。

(承 認)

第3条 理事長は、専決した事項について次の理事会に報告し、その承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成4年9月3日から適用する。

附 則

改正後の公益財団法人ふるさと島根定住財団理事長専決規程は、平成23年4月1日から適用する。